



社援保発第0610001号
平成20年6月10日

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

医療扶助における移送の給付決定に関する留意点(周知徹底依頼)

医療扶助の移送費については、「生活保護法による医療扶助運営要領の一部改正について」(平成20年4月1日社援発第0401005号。以下「局長通知」という。)及び「医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について」(平成20年4月4日社援保発0404001号。以下「課長通知」という。)によりその取扱いが示され、各種全国会議等でその趣旨について説明していますが、今般の取扱いの趣旨について、一部の自治体において各福祉事務所の現業員まで十分に周知されていないとの指摘がありますので、下記の点に特に留意の上、全ての自治体において、改めて今回の趣旨が徹底されるようお願いします。

記

1. 今般の取扱いの背景

医療扶助の移送費の支給基準は、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)別表第4「医療扶助基準」に規定されているとおり、「移送に必要な最小限度の額」です。

これまで、これ以上詳細な基準はなかったため、その判断が各自治体によって大きく異なり、実際の支給実績も自治体間で大きな差があったところです。

このため、今般、給付範囲等の基準とともに審査等の手続きについて明確化することとしたものです。

2. 今般の取扱いの趣旨

今般の取扱いの要点は、「移送に必要な最小限度の額」というこれまでの基準を変更するものではなく、各福祉事務所が、局長通知及び課長通知で示した一定の手順に従い、個々の事案ごとにその内容を審査した上で、移送費の給付決定を行うこととしたところです。

したがって、留意すべきことは、受給者の個別事情にも配慮しながら、適切な手続きにのっとって審査することが重要であり、画一的な取扱いによって、不適切な給付決定をしたり、逆に、必要な医療が受けられなくなることは、あってはならないということです。

3. 給付範囲の留意点

課長通知の記の3のイに示した例外的給付の給付の範囲については、次の点に留意してください。

なお、「例外的給付」とは、原則支給しないという意味ではなく、国民健康保険の例によらない生活保護制度における独自の基準であるという意味です。

(1) 「原則として福祉事務所管内の医療機関に限る」について

医療扶助における医療機関の選定については、「医療扶助運営要領」第3の1の(3)のオの(ア)に定められているとおり、「要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する指定医療機関であること」とされています。

したがって、例えば、疾病等の状態により管内の医療機関での対応が困難であって管外の医療機関でもやむを得ない場合や、要保護者が管轄区域の境界付近に居住しており管外の医療機関の方が近距離の場合には、管外の医療機関への受診が認められます。

また、この場合の「管内」の範囲については、各都道府県の地域医療計画等を踏まえ、地域の事情に応じて細分化したり、逆に近隣を含めて設定することも可能です。

(2) 「(ア) 身体障害等により、電車・バス等の利用が著しく困難な者であつて当該者が最寄りの医療機関に受診する際の交通費が必要な場合」について

「身体障害」は例示であり、その理由は「身体障害」に限るものではなく、知的障害、精神障害、難病等が一律に排除されるものではありません。また、例えば、夜間の突発的な傷病により電車・バス等の利用が著しく困難な場合も検討の対象となります。重要な点は、電車・バス等の利用が著しく困難な事情を、局長通知及び課長通知で示した手順に従い、個々の事案ごとにその内容を審査することです。

(3) 「(イ) へき地等により、最寄りの医療機関に電車・バス等により受診する場合であっても当該受診に係る交通費の負担が高額になる場合」について

一般世帯の通院手段と被保護者の病状・障害等の状況等に照らし、当該被保護者に必要な医療を受けることができる最寄りの医療機関への通院が阻害されないように適切に給付決定を行うことが重要です。したがって、電車代・バス代が支給されるのは「へき地」に限られるものではなく、都市部であっても一律に排除されるものではありません。また、例えば、慢性疾患等により医療上の必要から継続的に受診するため交通費の負担が高額になる場合も検討の対象となります。

(4) その他

以上に例示した給付の範囲のほか、個別の事案について移送の給付の必要性を福祉事務所において検討した結果、疑義が生じた場合は、都道府県・指定都市本庁に対して助言を求めてください。この場合において、都道府県・指定都市本庁は、必要に応じて、当職まで情報提供してください。